

2023年3月改正

# 定 款

株式会社 神戸製鋼所

(沿革)

昭和26年 8月24日	〔商法改正に伴う変更〕
昭和27年11月29日	〔目的変更・授権資本変更・株主名簿の閉鎖変更・代表取締役の選任及び分掌変更〕
昭和29年11月27日	〔目的変更・授権資本変更・附則（新株引受権）新設〕
昭和31年 5月30日	〔目的変更・新株引受権の規定削除〕
昭和31年11月30日	〔株券の種類変更・取締役の定員変更〕
昭和33年 5月29日	〔授権資本変更・取締役会長制の新設及びこれに伴う変更〕
昭和35年 5月30日	〔株券の種類変更・取締役の定員変更〕
昭和35年11月29日	〔授権資本変更・取締役の定員変更〕
昭和38年11月29日	〔名義書換代理人の規定の新設〕
昭和39年11月30日	〔取締役の定員変更〕
昭和40年 5月31日	〔英文商号変更・目的変更〕
昭和45年11月27日	〔目的変更・授権資本変更〕
昭和50年 5月30日	〔商法改正に伴う変更〕
昭和56年 6月26日	〔取締役の定員変更〕
昭和57年 6月29日	〔商法等改正に伴う変更・株主名簿の閉鎖期間短縮〕
昭和58年 6月29日	〔取締役副会長制の新設〕
昭和61年 6月27日	〔目的変更・附則を削る〕
昭和63年 6月29日	〔目的変更〕
平成 2年 6月28日	〔取締役の定員変更〕
平成 3年 6月27日	〔株券等の保管振替制度導入に伴う変更・株主名簿の閉鎖を廃止〕
平成 6年 6月29日	〔商法等の改正に伴う変更〕
平成 7年 6月29日	〔目的変更〕
平成10年 6月26日	〔株式の消却に関する規定の新設〕
平成11年 6月29日	〔取締役の定員・任期変更〕
平成14年 6月26日	〔目的変更・商法等の改正に伴う変更〕
平成15年 6月25日	〔商法改正に伴う変更・取締役の定員変更・取締役及び監査役の責任免除に関する規定の新設〕
平成16年 6月25日	〔自己株式の取得に関する規定の新設〕
平成17年 6月24日	〔電子公告制度の採用に伴う変更〕
平成18年 6月28日	〔会社法の施行に伴う変更・単元未満株式の買増制度導入に伴う変更・株式取扱規則に関する規定の変更・取締役会及び監査役会の招集通知の発出期間短縮〕
平成19年 6月26日	〔社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設〕
平成21年 6月24日	〔株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う変更〕
平成22年 1月 6日	〔附則を削る〕
平成27年 6月24日	〔取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定の変更〕
平成28年 6月22日	〔監査等委員会設置会社への移行に伴う規定の新設・変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設、役付取締役に関する規定の変更〕
平成28年10月 1日	〔発行可能株式総数変更・単元株式数変更〕
平成30年 6月21日	〔役付取締役に関する規定の変更・取締役会の招集権者及び議長に関する規定の変更〕
2022年 6月22日	〔会社法の改正に伴う株主総会資料の電子提供措置等に関する規定の新設、取締役の定員変更〕
2023年 3月 2日	〔附則を削る〕

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

本会社は、株式会社神戸製鋼所という。

英文ではKobe Steel, Ltd. と記する。

### 第 2 条 (所在地)

本会社は、本店を神戸市に置く。

### 第 3 条 (目 的)

本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄鋼・非鉄金属及びその合金並びにセラミックスの製造販売
2. 鋳鉄品・鋳鍛鋼品及び非鉄合金の鋳鍛造品の製造販売
3. 化学製品の製造販売
4. 電気供給事業
5. 前各号に関する複合材料・粉末及びその成形品・各種加工品並びに副産物の製造販売
6. 産業機械器具・輸送用機械器具・電気機械器具及びその他の機械器具の製造販売
7. 電子機器及び電子材料の製造販売
8. 製鉄プラント・化学プラント・セメントプラント及びその他の各種プラントのエンジニアリング並びに建設工事の請負
9. 兵器及び同部品の製造販売
10. 鋳 業
11. 土木・建築・鋼構造物・橋梁及びその他の各種建設工事の設計・監理及び請負
12. 不動産の売買・仲介・賃貸・管理及び警備並びに地域開発に関する企画・施工及び運営

13. 酵素・微生物及びその利用製品並びにそれらの装置の製造販売
14. 医療材料・医療用具の製造販売及び輸出入
15. 情報処理・通信システム及びその他の情報サービスに関する事業
16. 教育・医療・スポーツ及びレジャーその他のサービスに関する事業
17. 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理及び再生事業
18. 前各号に関する技術の販売
19. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

#### 第4条（機 関）

本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

#### 第5条（公告方法）

本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

#### 第6条（発行可能株式総数・単元株式数）

本会社の発行可能株式総数は、6億株とする。

本会社の単元株式数は、100株とする。

#### 第7条（単元未満株式についての権利）

本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 3. 次条に定める請求をする権利

#### 第8条（単元未満株式の買増し）

本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

#### 第9条（株主名簿管理人）

本会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。この場合、本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。

#### 第10条（株式取扱規則）

本会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続きに関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

## 第 3 章 株 主 総 会

#### 第11条（株主総会開催時期）

本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

前項のほか必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。

#### 第12条（定時株主総会の基準日）

本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第13条（株主総会の議長）

本会社株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。

取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により、他の取締役がこれに代る。

#### 第14条（電子提供措置等）

本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第15条（株主総会の決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第16条（議決権の代理行使）

株主が代理人によって議決権を行使するときは、その代理人は本会社の議決権を有する株主1名でなければならない。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

#### 第17条（株主総会議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

#### 第18条（取締役の数）

本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10人以内とする。

本会社の監査等委員である取締役は5人以内とする。

#### 第19条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。但し、監査等委員である取

締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

本会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

#### 第20条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定めることができる。

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

#### 第21条（役付取締役の分掌）

取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。

取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。

#### 第22条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は補欠のため選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

#### 第24条（取締役会招集の通知）

取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### 第25条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により予め定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

前項の取締役に支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。

#### 第26条（重要な業務執行の決定の委任）

本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 第27条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第28条（取締役会議事録）

取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。

#### 第29条（取締役の責任免除）

本会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限



度において、取締役会の決議によって免除することができる。

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

### 第30条（監査等委員会招集の通知）

監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

### 第31条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第33条（監査等委員会議事録）

監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

## 第 6 章 計 算

### 第34条（事業年度）

本会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

### 第35条（剰余金の配当等の決定機関）

本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につい

ては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第36条（剰余金の配当の基準日）

本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第37条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過したときは、本会社に帰属する。

## 附 則

第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）

平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条第1項及び同条第2項の定めるところによる。